

生駒市訓令甲第4号

生駒市情報セキュリティ対策基準及び生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年6月30日

生駒市長 山下 真

生駒市情報セキュリティ対策基準及び生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令

(生駒市情報セキュリティ対策基準の一部改正)

第1条 生駒市情報セキュリティ対策基準(平成19年12月生駒市訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、生駒山麓公園管理事務所」を削る。

(生駒市事務専決規程の一部改正)

第2条 生駒市事務専決規程(平成2年4月生駒市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「、生駒山麓公園管理事務所長」を削る。

第34条第11号から第13号までの規定中「母子」を「ひとり親家庭等」に改める。

第51条の4を削る。

附 則

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。ただし、第2条中生駒市事務専決規程第34条第11号から第13号までの改正規定は、同年8月1日から施行する。